

Information こども家庭課

児童手当現況届の提出について

児童手当制度の改正により、令和4年度から児童手当現況届が原則提出不要になりました。

ただし、以下の方は現況届が必要になります。

■現況届の提出が必要な方

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

対象者の方には現況届を5月末にお送りしておりますので、必要事項を記載のうえ、必要な書類を添えてこども家庭課まで提出してください。

■現況届受付期間および提出先

- 受付期間** 令和5年6月1日（木）～令和5年6月30日（金）
- 提出先** 広野町こども家庭課窓口（窓口提出は開庁日の午前8時30分～午後5時15分）
- ※現況届を郵送する場合は令和5年6月30日（金）までの消印有効です。
- ※インターネット（ぴったりサービス）を利用した電子申請を行うこともできます。
- ※提出が遅れますと、手当の支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information 社会福祉法人友愛会

こども食堂開催のお知らせ

友愛会では、7月より子ども食堂をオープンさせていただきます。温かい食事と団らんを提供します。下記のとおり、開催しますので皆さんの参加をお待ちしています。

- 日時** 令和5年7月8日（土）
午前11時～午後2時
※食後は、景品付きのゲームなどをして時間を過ごします。
- 場所** 社会福祉法人友愛会 ワークセンターさくら
広野町大字下北迫字東町203-1

- 対象者** 3歳以上中学3年生以下（未就学児は保護者同伴）
- 受入数** 先着30名まで
- 参加費** こども 無料
おとな 100円
- 申込方法** 6月30日までに、QRコード（ライン）より申し込むか、またはお電話でお申込みください。

問 社会福祉法人友愛会 小椋 香恋 川崎 愛
☎0240-23-6306

お友達登録後、食堂からのお知らせを配信します!!
ラインの申込みも受付しています。



Information 健康福祉課

知っていますか？ひろの健康ポイントカード

広野町では、高校生を除く18歳以上の町内に住所を有する方が「健康づくり」「介護予防」を目的に行う活動に対し、ポイントを付与し、獲得したポイント数に応じて賞品を贈呈するひろの健康ポイントカード事業を行っています。

- 対象** 広野町民の方、かつ高校生を除く18歳以上
- 期間** 2022年7月1日～2023年6月30日
- 賞品** 満40ポイント：協賛飲食店における無料おもてなし1回券
満60ポイント：ふたば未来学園「Caféふう」利用券
満80ポイント：町内指定店で使える利用券1,000円分
満100ポイント：広野町がお世話になった全国自治体特産品（令和4年度実績：鳥取県産新米5kg）
- 獲得方法** 地区の集い・いきいき百歳体操・トレーニングルーム利用・パークゴルフ大会・広野町が開

- 催する各種イベントへの参加・特定健診への参加・地域の支え手・高齢者の見守り活動への参加
- 入手方法** 広野町役場健康福祉課窓口において配布しています。
- 問** 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113
広野町 保健センター ☎0240-27-3040
～ひろの健康ポイントカードに関するお詫び～
満80ポイントの賞品「ニツ沼直売所利用券」について、令和5年4月からニツ沼直売所が広野町の直営となったことから、賞品の対象外となります。ニツ沼直売所に代わるものとして、これまでと同様にお買い物に使える利用券1,000円分を贈呈いたしますので、楽しみにされていた町民の皆様には申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、指定店が決まり次第、広報などでお知らせいたします。



Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険など一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

- 平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方（または世帯）（※）**
※平成26年度までに避難指示などが解除された地域
・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料（税）**
令和4年度まで・・・全額減免
令和5年度・・・1/2減免
令和6年度以降・・・減免終了
- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金（利用者負担）**
令和7年2月末まで・・・免除継続
令和7年3月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information こども家庭課

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

食費などの物価高騰などに直面し、特に影響を受ける子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円を給付します。

- ひとり親世帯**
(1) 対象者
以下①～③のいずれかに該当する方
①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方）
②公的年金給付などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
(2) 支給手続き
I. ①の方 **申請不要**
(対象者は5月末に支給済みです。)
II. ②③の方 **申請必要**

- ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）以外の方**
(1) 対象者
以下①②のいずれかに該当する方
①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者であった方
②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母などであって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
※令和6年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。
(2) 支給手続き
I. ①の方 **申請不要**
(対象者は5月末に支給済みです。)
II. ②の方 **申請必要**
■支給額 児童1人当たり一律5万円
■申請期限 令和6年2月29日（木）まで
■申請先 こども家庭課窓口へ直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115